

秋田市木質バイオマス原材料出荷等奨励金交付要綱

令和2年3月31日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林施業で生じる間伐材の森林内への留置を防止することにより、自然災害による下流域に及ぼす被害を抑制するとともに、森林所有者等による木質バイオマス資源としての有効利用を推進するため、木質バイオマス原材料の出荷に対し、予算の範囲内で木質バイオマス原材料出荷等奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質バイオマス原材料 燃料用間伐材、未利用間伐材等をいう。
- (2) 燃料用間伐材 間伐に伴い発生する、チップおよびペレット用の木材をいう。
- (3) 未利用間伐材等 間伐により未利用のまま山林に残置されている木材、風倒木および枯損木をいう。
- (4) 木質バイオマス事業登録事業者 次条第2項の規定による登録を行った事業者で、木質バイオマス原材料の受け入れを行う事業者をいう。

(交付対象等)

第3条 奨励金の交付対象者および奨励金の額は、次のとおりとする。ただし、算出した奨励金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 交付対象者 市内に住所を有する森林組合および林業事業者
 - (2) 奨励金の額 1トン当たり2,000円以内
- 2 木質バイオマス事業登録事業者については、市内に事業所を有する者とし、秋田市木質バイオマス原材料受入事業者登録票（様式第1号）を提出のうえ、市に登録した者とする。
- 3 前項の登録に取下げが生じた場合は、事業者登録辞退届（様式第1号-2）を速やかに提出するものとする。
- 4 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する木質バイオマス原材料である場合に交付する。
- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）に定める秋田市地域森林整備計画の対象となる山林から搬出したものであること。
 - (2) 森林法の定める許認可を受けて伐採したものであること。
 - (3) 木質バイオマス事業登録事業者が受け入れたものであること。ただし、木質バイオマス事業登録事業者自らが搬出したものも対象とする。

(交付の申請 (実績報告))

第 4 条 奨励金の交付を受けようとする者は、秋田市木質バイオマス原材料出荷等奨励金交付申請書 (様式第 2 号) に、以下の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 搬出箇所の位置図
- (2) 事業着手前の搬出場所の写真
- (3) 伐採および伐採後の造林の計画の適合通知書の写し又は届出書の写し
- (4) 木質バイオマス原材料を搬出した量を確認できる書類等の写し
- (5) 搬出状況、積込状況および搬入状況の分かる写真
- (6) 受け入れた木質バイオマス事業登録事業者が発行した受入書類等の写し
- (7) 収支を確認できる書類等の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、秋田市木質バイオマス出荷等奨励金交付決定通知書 (様式第 3 号) により通知するものとする。

(奨励金の請求)

第 6 条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者 (以下「交付対象者」という。) は、奨励金の請求をしようとするときは、秋田市木質バイオマス原材料出荷等奨励金交付請求書 (様式第 4 号) を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 7 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金の交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る奨励金が既に交付されているときは、期限を定め、その返還を求めるものとする。

(補 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。